

○環境省告示第八十六号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則（平成十四年環境省令第二十八号）第十九条の五第一項第二号の規定に基づき、夜間銃猟をする際の安全確保に関する技能の要件を次のように定め、平成二十七年五月二十九日から適用する。

平成二十七年五月二十八日

環境大臣 望月 義夫

夜間銃猟をする際の安全確保に関する技能の要件

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則第十九条の五第一項第二号の環境大臣が告示で定める要件は、次の各号のいずれにも該当することとする。

- 一 射撃場における五回以上の射撃において、標的の中心から二・五センチメートルの範囲に全て命中させる技能又はこれと同等の技能を有すること。なお、射撃線から標的までの距離は五十メートルとし、射撃姿勢（銃身を架台、土のう等に依託する場合を含む。）は問わない。
- 二 申請前三年間に、継続して、第一種銃猟免許を受け、かつ、装薬銃を所持しているとともに、申請前三年以内に、装薬銃を使用して自ら指定管理鳥獣の捕獲等をした実績を有し、当該捕獲等が十分かつ適切なものであること。
- 三 危険な状況においては発射しない判断力及び自制心を備える等、夜間銃猟をする者として相

当な人格識見を有すること。